

江津市規則第20号

江津市ふるさとづくり寄付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江津市ふるさとづくり寄付条例（平成20年江津市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受入れ等)

第2条 寄付金は、寄付申込書（様式第1号）により受け入れるものとする。

2 市長は、寄付の申し込み又は收受した寄付金が公序良俗に反するものと思料される場合は、受入れを拒否し、若しくは收受した寄付金を返還することができる。

3 市長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(事業の種類)

第3条 条例第2条及び第7条に規定する市長が定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 江の川が育み人麻呂が愛したふるさとの自然、景観を活かした事業
- (2) 大元神楽、石見神楽等、ふるさとの伝統芸能、文化の伝承に関する事業
- (3) 江の川の豊かな恵みを活かした交流を通じて人々が元気になる事業
- (4) ふるさとの子供たちがすくすくと育ち、安心して暮らせるための事業
- (5) ふるさとの人々がイキイキと、暮らし続けていくための事業

(寄付金台帳等の作成)

第4条 市長は、寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳（様式第2号）を作成しておかなければならない。

2 市長は、基金の全部又は一部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(事業の公表)

第5条 市長は、毎年度の運用状況について、市広報紙及びホームページにて公表しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。